

運輸安全委員会は、平成29年10月26日(木)、
船舶事故等調査報告書42件(うち重大【東京】事案2件)を、ホームページで公表しました。

事故等42件のうち、事故39件の内訳は、乗組員の死傷等11件、船舶間衝突9件、岸壁等への衝突8件、乗揚4件、火災3件、転覆2件、爆発及び施設等損傷各1件、またインシデント3件は、運航不能2件(機関故障、船体傾斜)及び運航阻害(操縦不能)1件です。

このうち重大【東京】事案2件[外国籍の油タンカー(兼)ケミカルタンカーでの爆発事故及び瀬渡船における釣り客死亡事故]の概要は、別紙のとおりです。

公表された事故等調査報告書を基に、当協会の責任で編集しましたので、ご参考にしてください。

なお、詳細は、運輸安全委員会のホームページでご確認願います。

http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2017/MA2017-10-1_2016tk0013.pdf

http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2017/MA2017-10-2_2017tk0003.pdf

また、同時に公表した軽微事案66件のうち事故55件の内訳は、乗揚21件、船舶間衝突14件、防波堤等への衝突8件、転覆4件、施設等損傷3件、浸水2件、死傷等、火災及び沈没各1件であり、インシデント11件の内訳は、運航不能9件(機関故障5件、絡策2件、舵脱落1件、燃料不足1件)、運航阻害1件及び座州1件です。

運輸安全委員会 事故調査報告書

油タンカー兼ケミカルタンカー EIWA MARU 3 爆発事故

事故概要	韓国籍油タンカー兼ケミカルタンカー(740トン,10人乗組)が、潤滑油等の基材となるベースオイルの揚げ荷を終えて四日市港に向けて出港し、貨物タンクの洗浄作業を行いながら和歌山県御坊市南方沖を南東進中、貨物タンクで爆発が発生し、乗組員3人が死傷した。
発生日時	平成28年9月9日(金)18:40ごろ
発生場所	和歌山県御坊市南方沖 紀伊日ノ御埼灯台から163° 9.1海里付近
死傷者	機関長(韓国籍)死亡, 二機士・甲板手(インドネシア国籍)負傷
損傷	2・3番貨物タンクの頂部及び隔壁に曲損等

<原因>

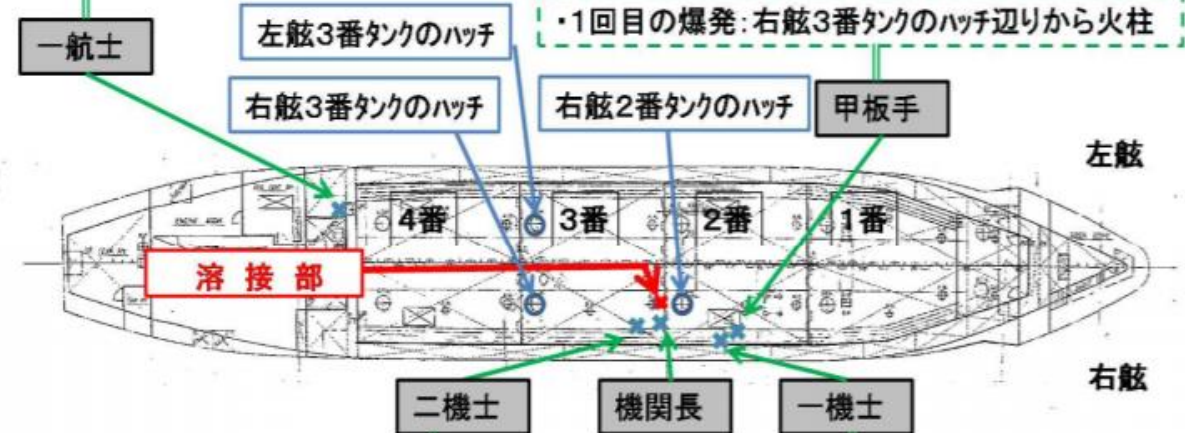
貨物タンクの洗浄により、1番・3番タンク底部等に残っていたベースオイルが3番貨物タンク内に噴射され、右舷3番貨物タンクの通気管にまで飛散した状況下、機関長が同通気管に管を溶接する作業を行ったため、ベースオイルが気化及び着火して爆発が発生したものと考えられる。

機関長は、タンクの洗浄中であるが、溶接部が小さく短時間で終了するので危険はないと思った可能性がある。

<関与要因>

ベースオイルが3番貨物タンク内に噴射され、右舷3番貨物タンクの通気管内にまで飛散した状況となったのは、貨物タンクの洗浄作業前に貨物タンク底部、貨物ポンプ及び荷役配管の内部を水で洗い流す作業を行っていなかったことが考えられる。

・2回目の爆発: 右舷2番タンクのハッチの方向から火柱及び黒煙



本事故現場にいた乗組員の配置及び事故時の状況

<再発防止策>

- ① 本件船舶所有者は、同社及び船長の管理の下で甲板上での高熱作業が行われることが確保されるよう作業手順等を改めること。
- ② タンカー所有者は、石油製品の揚げ荷後にタンク洗浄を行う際、タンク洗浄を行う前に貨物タンク等のフラッシングを行うことを作業手順とすること。
- ③ タンカー所有者は、乗組員に対し、貨物ポンプ内が換気される通気ラインを作った上でガスフリー作業を行うよう指導すること。

瀬渡船 はいや丸 釣り客死亡事故

事故概要	釣り客11人を乗せた瀬渡船(6.5トン、船長1人乗り組み)が天草市牛深漁港を出港後、桑島南西岸付近の岩場に2人の釣り客を瀬渡し中、釣り客1人が落水して死亡した。
発生日時	平成28年12月30日(土) 07:30分ごろ
発生場所	熊本県天草市桑島南西岸付近 牛深大島灯台から005° 1.1海里付近
死亡者	釣り客1人

<原因>

波高約1.5～2.0mのうねりがある状況下、瀬渡し場所にタラップを押し付けて瀬渡し中、釣り客が両手に何も持たずに渡り始め、瀬渡し場所に左足を着いたとき、バランスを崩して落水したことにより発生したものと考えられる。

瀬渡し場所に左足を着いた際にタラップ右舷側のハンドレールが身体に当たったように目撃されていることから、南西方からの波高約1.5～2.0mのうねりによる船体の動揺が関与し、バランスを崩したものと考えられる。

<死亡したことへの関与の可能性>

- ①釣り客が、水温約17～18℃の冷水に落水した際、身体を動かしていたことから、体力の消耗及び体温の低下が進行したこと。
- ②釣り客が着用していたフローティングベストは機能していたものの、南西方からの波高約1.5～2.0mのうねりの中、波が荒い本件岩場付近を漂流中、波の来る方向に顔を向け、垂直に近い姿勢であったことから、海水を誤嚥しやすい状況であったこと。
- ③本船の救助活動において、救命浮環が使用されなかったこと。
- ④釣り客が、桑島の陸岸に向けて流され、本船が近づけなかったこと。



国土地理院撮影の空中写真(2014年撮影)利用

[再発防止及び被害の軽減に役立つ事項]

- ・船舶における落水者の救助活動に当たっては、救命設備として備え付けたものを優先して使用すること。
- ・瀬渡船の船長は、救命設備を迅速かつ適切に使用できるよう、日頃から落水者の発生を想定した訓練の実施が望まれること。
- ・乗組員の少ない瀬渡船及び遊漁船においては、釣り客が救助活動を行う場合等に備え、救命浮環の保管場所及び使用方法を釣り客に周知すること。